

# 足場工事における公衆感電負傷事故

～大丈夫ですか「電気主任技術者への連絡」～

電気と九州(H28年9月号掲載)

## はじめに

九州管内では、平成27年度14件の感電及び感電以外の死傷事故の発生が報告され、今年度も6月末現在で2件の足場工事に伴う感電負傷事故が発生しております。

今回は、平成27年度に発生した第三者の過失による足場組立作業者の感電負傷事故の事例について、次のとおり紹介します。

## 事故の概要

事故が発生した場所は4階建て集合住宅であり、建物の外壁工事に伴う足場組立作業において、作業員が高圧線を足場に貫通させて足場組立を実施した。

その後被災者は、足場側面の隙間に落下防止用の柵を取り付けるため、足場を貫通した高圧線を跨いだ際、右足が高圧線に触れ感電負傷したものである。

## 事故の詳細

事故発生の1月以上前、建設会社から電気工事店を経由して、建物の外壁工事をするため、3棟の低圧引込線防護管取付けの申込みがあり、その際、防護管取付けまでは電線に接近しないよう注意喚起が行われていた。

約1週間後、低圧引き込み線について防護管の取付けが実施された。(高圧線への取付け依頼はなかった)

事故当日、高圧線に接近するところまで足場が到達したが、足場組立作業者は、電線に触らなければ大丈夫という認識で、高圧線を貫通した状態で足場組立を完了した。

被災者は、落下防止用の柵を取り付けるため、足場を貫通した高圧線を跨いだ際、右膝下が高圧線に接触し感電した。下半身が動かなくなったため、高圧線を外そうと両手で電線を掴んで倒れ、右肩が足場に接触し、一時意識を失った。

被災者の感電した際の声を聞いた同僚が、被災場所へ向かい、被災者とともに足場から降りて建

設会社車両で病院へ向かった。

被災者の作業時の服装は、作業服上下、保安帽、安全地下足袋、すべり止め付き手袋という状況であった。

建設会社から電気工事店を経由して、急な防護管取付けの申込みがあり、現場確認のうえ足場組立作業区間に防護管の取付け、安全のため高圧線の当該区間の通電を停止する措置が実施された。

## 事故の原因

### ①高圧線の見落とし

元請け会社の現場監督は、低圧引込み線にしか意識がいておらず、足場設置箇所に近接する高圧線を見落としていた。

電気工事店との打合せにおいて、低圧引込線への防護管取付けだけを依頼し、高圧線への取付け申込みを行わなかった。

### ②高圧線接近後も足場組立を継続

一次、二次下請け会社の足場組立作業者が、高圧線接近にも係わらず、何の安全対策も行わないまま足場組立を継続した結果、足場の間を高圧線が貫通した状況となった。

被災者を含む作業者は、高圧線が足場を貫通しているにも関わらず、安全対策を行わないまま、落下防止用柵の取付けのため、高圧線を跨いで感電した。

## 再発防止対策

### ①災害発生事業者への安全指導

災害発生関係事業者に対し、電気の危険性、感電事故事例、防護具取付け等について説明。

要請があれば、現場監督者や作業者についても説明を実施。

### ②建設業団体が主催する定例会議などで感電事故防止PR

足場関係を含む建設業関係者に対し、作成したパンフレットを業界紙に織り込み配布。

労働災害防止安全大会において、建設用防護管の取付けに関し説明を実施。

### ③現場調査時などにおける感電事故防止PR

今回事故例を周知し、現場出向時に感電事故防止のPRを行うことを再徹底。

#### おわりに

今回は、足場工事中の感電負傷事故を紹介しましたが、平成26年度から現在まで7件同様な感電事故が発生しています。

足場工事は、建物の建設工事や外壁・屋根の保修工事等の際、ほとんどの場合に必要で、下請け

や二次下請け会社の方等が実施される場合が多いようです。

電気に関する知識・理解不足のため、電気設備の近接作業時の注意が不十分であったり、防護管の取付け未実施のまま工事が行なわれ感電事故に至るケースが多くなっています。

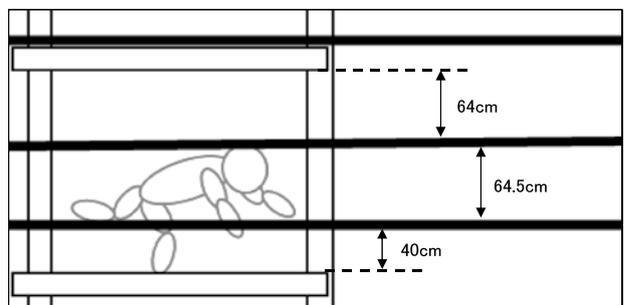
特に保安管理業務を外部委託されている事業場で電気設備近接作業にあっては、まず委託先又は電力会社への連絡を徹底することが重要です。

設置者、電気主任技術者又は請負業者の皆様におかれては、事故防止のための監視、保安教育の実施や防護具の設置等により、類似事故の未然防止に努められるようお願いいたします。

足場を電線が貫通している状況



高圧線を跨いでいる状況(想定)



### 九州管内の足場工事における感電負傷事故(平成26年度～平成28年6月)

番号	発生年月	電気工作物	概要
1	2014/4	配電線 (6kV)	塗装工事のため足場組立作業中、被害者は足場を組立て後3階部分の足場床で足場シートを取り付ける際、高圧線に接触し感電、3階部分の足場から1階屋根部分へ転落し負傷。
2	2014/8	PAS (6kV)	台風対策で足場鋼管に巻き付けてあった落下防止ネットの復旧作業中、足場取付作業者が構内柱の高圧ガス開閉器付近で作業位置を変更した際、開閉器2次側に接触し感電負傷。
3	2015/2	PAS (6kV)	外壁塗装工事が終了後足場撤去延期を知らない電気業者が、現場責任者了解の元保護カバーを取外し。被災者が高圧気中開閉器付近の作業中、開閉器2次側に接触し感電負傷。
4	2015/2	PAS (6kV)	外壁塗装工事のため足場組立作業中、絶縁保護カバーのない高圧気中開閉器付近の作業を行っていた際、開閉器2次側高圧ケーブル分岐スリーブカバーに接触し感電負傷。
5	2015/10	配電線 (6kV)	外壁工事の足場組立作業中、電線に触らなければ大丈夫という認識で高圧線を貫通させて足場組立完了。被災者が足場を貫通した高圧線を跨いだ際、高圧線に触れ感電負傷。
6	2016/5	引込ケーブル (6kV)	被災者が工場の屋根及び外壁工事に伴う足場の撤去作業を実施していた際、絶縁シート撤去後の高圧引込みケーブルヘッドに接触し感電負傷。
7	2016/6	断路器 (66kV)	地震の被害状況確認にあたり、電気工作物周囲への足場組立作業中、特高変電所引込み部断路器1次側端子に接触し感電負傷。

※当部ホームページの電力の保安では、感電死傷事故はじめ電気関係事故情報やパンフレット「電気の安全について」などを掲載しておりますので、是非ご覧ください。

電気事故関係等を掲載している  
九州産業保安監督部のホームページアドレス  
<http://www.safety-kyushu.meti.go.jp/denki/jiko.htm>